

上京区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により指定した指定在外選挙投票区を次のとおり変更したので、同法施行令第23条の2第2項の規定に基づき告示します。

平成24年9月27日

上京区選挙管理委員会  
委員長 古武博司

	指定在外選挙投票区	備考
変更前	第15投票区	
変更後	第12投票区	平成24年9月20日指定

(上京区選挙管理委員会事務局)